

八代市立宮地小学校
「いじめ防止基本方針」

令和8年4月

八代市立宮地小学校

【 目 次 】

- 1 本校のいじめ防止基本方針について
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの理解
- 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの防止について
 - (2) いじめの早期発見について
 - (3) いじめへの対処について
 - (4) 家庭や地域との連携について
 - (5) 児童会との連携について
 - (6) 関係機関との連携について
- 5 本校におけるいじめの防止等のための取組
 - (1) 学校におけるいじめへの対処
 - (2) 学校いじめ対策組織の設置
 - (3) 学校いじめ防止プログラム
 - (4) 早期発見・事案対処マニュアル
 - (5) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画
 - (6) いじめ問題対処の流れ
 - (7) いじめの防止等への取組の評価
- 6 重大事態への対処
 - (1) 重大事態の報告、調査、対処
- 7 基本方針の見直し及び公表

1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立宮地学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめの防止等の対策は、教師自ら児童一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童との信頼関係を築き上げ、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければなりません。

また、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにしなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

2 いじめの定義

(定義) 法第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意する。

- ・いじめられた児童の立場に立って見極めること。
- ・本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。
- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童が関わっている仲間、集団等を指すこと。
- ・ケンカやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目すること。
- ・インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案につ

いても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

- ・好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」での取組を行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に市教育委員会に報告し、必要であれば警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

3 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。また、いじめは、どの学校にも、どの子供にでも起こりうるものであり、その責任をいじめられる側に求めるものではない。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努めなければいけない。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止について

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象とした、いじめの未然防止の働きかけが必要である。いじめを生まない土壌をつくるために、すべての児童を、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲をもたせるよう関係者が一体となった継続的な取組が重要である。

特に、児童には様々な背景（障がいのある児童、性的指向・性自認に係る児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童等）がある児童もいることから、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応する。

このため、本校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養う。

併せて、学校や社会の教育活動全体を通じ、すべての児童に、「いじめ心（人をいじめたい心）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服する力」の育成を図り、「いじめは決して許されない、いじめを乗り越えようとする心を高め合うことが大切である」ことへの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりにも取り組んでいく。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識を保護者や地域住民にも広め、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を推進するための普及啓発も行っていく。

【いじめの起こりにくい学校をめざすためのポイント】

- 子どもたちのよさを認め・ほめ・励まし・伸ばすことを基本とした学校・学級経営にあたる。
- 小さな問題行動であっても、これらの行為を見過ごすことなく、学校全体

として適切かつ毅然とした指導を行う。

- 教職員が子ども一人一人の大切さを強く自覚し一人の人間として接する。

いじめ根絶のために最も重要なことは、いじめそのものが起こりにくい学校をつくることである。いじめが起こりやすい学校には、「教職員の指導がとおりにくい」「からかうような言動を誰も注意しない」「学校・学級の決まりが守れていない」など、いくつかの共通点が見られると言われている。

【いじめの起こりにくい学校の具体的な姿】

【めざす子どもたちや学校・学級の姿】

- 失敗しても認め合い、励まし合う雰囲気がある。
- 子どもたちが規範意識をもち、規律ある生活を送っている。
- 表情がにこやかで、言葉遣いが適切である。明るくあいさつを交わす。
- 児童会活動や委員会、係活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
- 教室や学校が清潔で、美しく整頓されている。
- 規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。

【教職員の姿】

- 全教職員が校長を中心として、生活指導についての共通理解を持ち、共通実践が行われている。
- 教職員が子どもたちの意見をきちんと受け止めて聞く。
- 教職員が子どもたちに明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接する。
- 自らの言動が子どもたちに与える影響の大きさを教職員が自覚している。

(2) いじめの早期発見について

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが求められる。

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、児童は思春期の多感な時期にも入ることから、児童の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応をしなければいけない。また、わずかな兆候であってもいじめを疑い、早い段階から的確に関わりをもち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないよう積極的に対応する。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して児童を見守る環境づくりを行っていく。さらに、「愛の1・2・3運動+1」の取組についても充実させていく。

(3) いじめへの対処について

いじめが認知された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保し詳細を確認した上で、組織的な対応を行う。また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応する。このため、教職員は日頃からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、組織的に対応する。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終息するものではない。いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでを含めて解決とする。そのため、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していく。さらに、すべての児童が発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として 互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(4) 家庭や地域との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が欠かせない。PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設け、「心のアンケート」等の調査結果や学校の取組の情報提供をするなど、家庭、地域と連携した取組を行っていく。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、「地域とともにある学校」の視点から、その結果を児童や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認するようにする。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

(5) 児童会との連携について

学校生活を楽しく、充実したものにするためには、教職員の指導と共に、児童による取組が重要である。

すべての児童がいじめ問題への取組についての意義を理解し、児童自身が主体的に考え、児童会や委員会等がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

その際、教職員は、すべての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動となるよう、陰で支える役割に徹するよう心がける。

(6) 関係機関との連携について

いじめ問題の対応については、その指導により十分な効果をあげることが困

難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図っていく。そのため、市教育委員会や関係機関の担当者との連絡会議の開催等、日頃から情報共有体制を構築しておく。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に市教育委員会に報告し、警察に相談・通報のうえ、警察と連携して対応していく。

5 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) 学校におけるいじめへの対処

ア いじめについての事実確認

- 「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提にして判断する。
- 発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その後は、組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの有無の確認を行う。
- いじめの行為を行うに至った経緯や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも情報を得て、正確に把握する。複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- 必要な場合は、調査結果の公表等に留意し、全児童への調査を行う。

イ いじめられている子どもへの対応

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守りぬくこと」「秘密を守ること」「いじめ解決に向けた決意」を伝え、児童を徹底して守る姿勢を示す。
- 自信をもたせる言葉をかける等、自尊心を高めるよう配慮する。
- 必要によっては、スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。

ウ いじめている子どもへの対応

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは、人格を傷つけ、生命、身体等を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安全・安心、健全な人格の発達に配慮する。

エ 周囲の子どもへの対応

- 当事者だけの問題にとどめず、学級、学校全体の問題として考え、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

オ いじめを受けた児童の保護者への対応

- 発見したその日のうちに迅速に事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談していただくよう伝える。

カ いじめた児童の保護者への対応

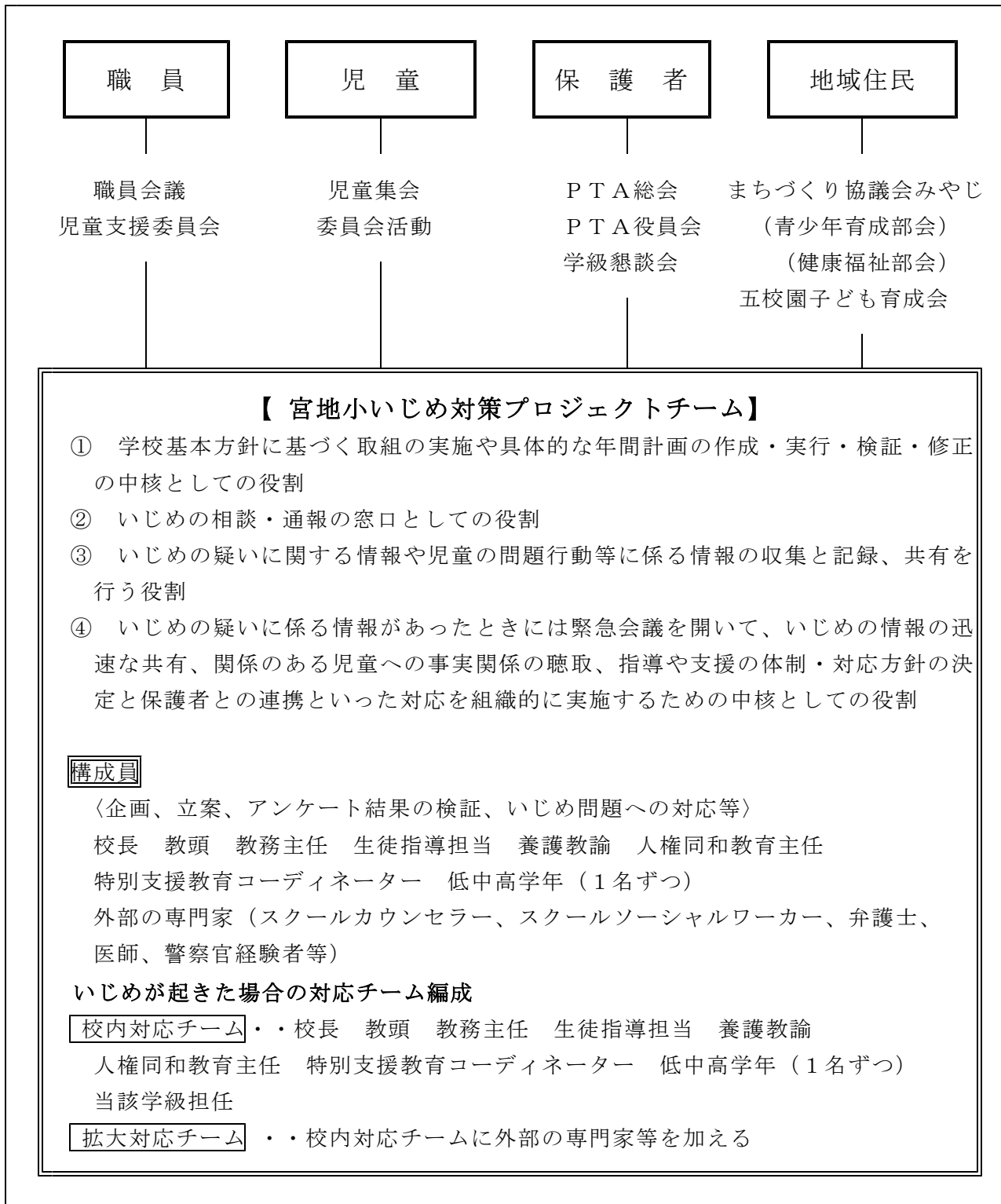
- 迅速に事実関係を保護者に説明し、事実に対する理解や納得を得る。
- 学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識していただき、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るため、今後の関わり方等を一緒に考え、助言をする。

ク 保護者全体への対応

- 事実に基づく適切な情報の提供を行い、誤解や動揺が広がらないよう、各家庭に協力をお願いする。
- 関係する児童や保護者のプライバシーを尊重するとともに、各家庭でもいじめ問題について話し合う機会をつくってもらう。
- 今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

(2) 学校いじめ対策組織の設置

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず組織的に対応するために「学校いじめ対策組織（宮地小いじめ対策プロジェクトチーム）」を設置する。



(3) 学校いじめ防止プログラム

ア 居場所づくり（わかる授業）、絆づくりの実践

- 全職員で「認め、ほめ、励まし」を基本に、一人一人の自己有用感を高めていく。
- 個の支援とともにわかる授業づくりに取り組む。

また、チャレンジタイムでは、担任外の職員が入り、複数で学習指導を支援していく。

- 課題を負わされた児童を中心に据えた人権同和教育の授業を実施し、児童の人権感覚を育て、一人一人を大切にしたい仲間づくりに取り組んでいく。
- 児童会活動や縦割り班活動（遊び、地域オリエンテーリング等）を充実し、児童の絆づくりに取り組んでいく。
- スリーピース委員会による人権集会（年3回）を実施し、いじめ、差別、人権についての学びを深めていく。

イ 道徳教育の充実

- 授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止するとともに、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。
- 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にすることを育む。
- 児童の自尊感情や自己肯定感・自己有用感を高める。
- すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

ウ 児童会活動の充実

- 児童会が主体となり「宮地なかよし宣言」を作成し、全児童に呼びかけ実践していく。
- スリーピース委員会により、毎月11日「人権を確かめ合う日」に、人権についての意識を高めるための放送する。
- 各委員会では自ら楽しく豊かな学校生活をつくりたいという課題意識をもって指示待ちではなく自分たちで問題を見つけ、解決できる力を育てる。

エ 小中一貫・連携教育の取組

- 小・中連携の研修会を通して、共通する教育課題の改善・解消に向け、具体的な実践について協議する。
- 公開授業や行事等をとおして、職員の交流や児童生徒の交流を図っていく。
- 宮地五校園研修会で、園児、児童生徒の情報交換を実施し、人権や生活の課題について連携して取り組んでいく。

オ 体験活動の充実

- 学校教育全体をとおして体験活動の充実を図り、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生き

る

心に気づかせていく。

- 地域の福祉推進協議会と連携して、12月には、縦割り班による高齢者へのふれあい葉書（年賀状）作成に取り組む。
- わ・わ・わっ学習発表会において、これまでの人権学習や仲間づくりについて学んだことをまとめて発表する。
- 4年生では、「とら太の会」との交流学習を実施する。
- PTA図書委員による読み聞かせを実施する。
- みやじ学での地域指導者による環境、地域、人権学習を実施する。
- 人権集会の充実を図り児童の主体的ないじめ防止の取組を推進する。

カ 校内研修の取組

- すべての教職員の共通認識を図るため、年1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する研修を行う。
- 校内研修時に「みつめる会」を行い、いじめや気になる児童についての情報交換を実施する。
- 人権学習の授業研究会を実施し、児童一人一人に人権意識を見つめさせるとともに、仲間づくりについての研修に取り組む。
- 現地に学ぶことを大切にし、集会所での講話を実施し、職員の人権感覚の高揚を図る。

キ 生徒指導充実月間の取組

- 学期始めの1カ月を生徒指導充実月間として、一人一人の児童の様子をしっかりと観察する。また、学期始めは、生活習慣の乱れ等により精神的にも不安定な時期であり、学校生活に徐々に慣れるよう配慮をする。

ク 「SOSの出し方に関する教育」の実施

- 児童が悩みを抱えたり、ストレスに直面した時の対処方法を身に付けるために指導プログラムを活用した取組を行う。

(4) 早期発見・事案対処マニュアル

ア 定期的なアンケート及び教育相談の実施

- すべての児童を対象に、「心のアンケート」「宮地っ子アンケート」「学校評価アンケート」等を学期1回以上は実施し、児童の実態把握を行う。
 - ・宮地っ子アンケート（年間5回実施） 校長
 - ・心のアンケート（12月実施） 生徒指導部
 - ・学校評価アンケート（2月実施） 校長・教頭
- 教育相談は、アンケート後、各担任で速やかに行う。

イ 校内相談窓口の設定と周知

- いじめや何か困った時は、担任をはじめ養護教諭、管理職等、相談しやすい職員に必ず話すことや担任や校長への手紙、日記等で知らせることを周知する。
- 保護者には、PTA総会、学級懇談、学校だより等で、子どもにいじめがあった時は、速やかに連絡するよう周知する。

ウ 電話相談窓口等の周知

- 八代市教育サポートセンターの「やっしろ子ども支援相談室」や市、県の電話相談機関一覧を配布し、児童や保護者へ周知する。

エ 特別支援教育の視点から

- 共生社会の形成に向けて、児童相互に理解を深め、社会性や豊かな人間性及び多様性を尊重する心を育むことができるよう、とら太の会との交流及び共同学習の推進に努める。
- 児童支援委員会（月1回）において、支援の必要な児童の情報交換や支援の方法について協議する。

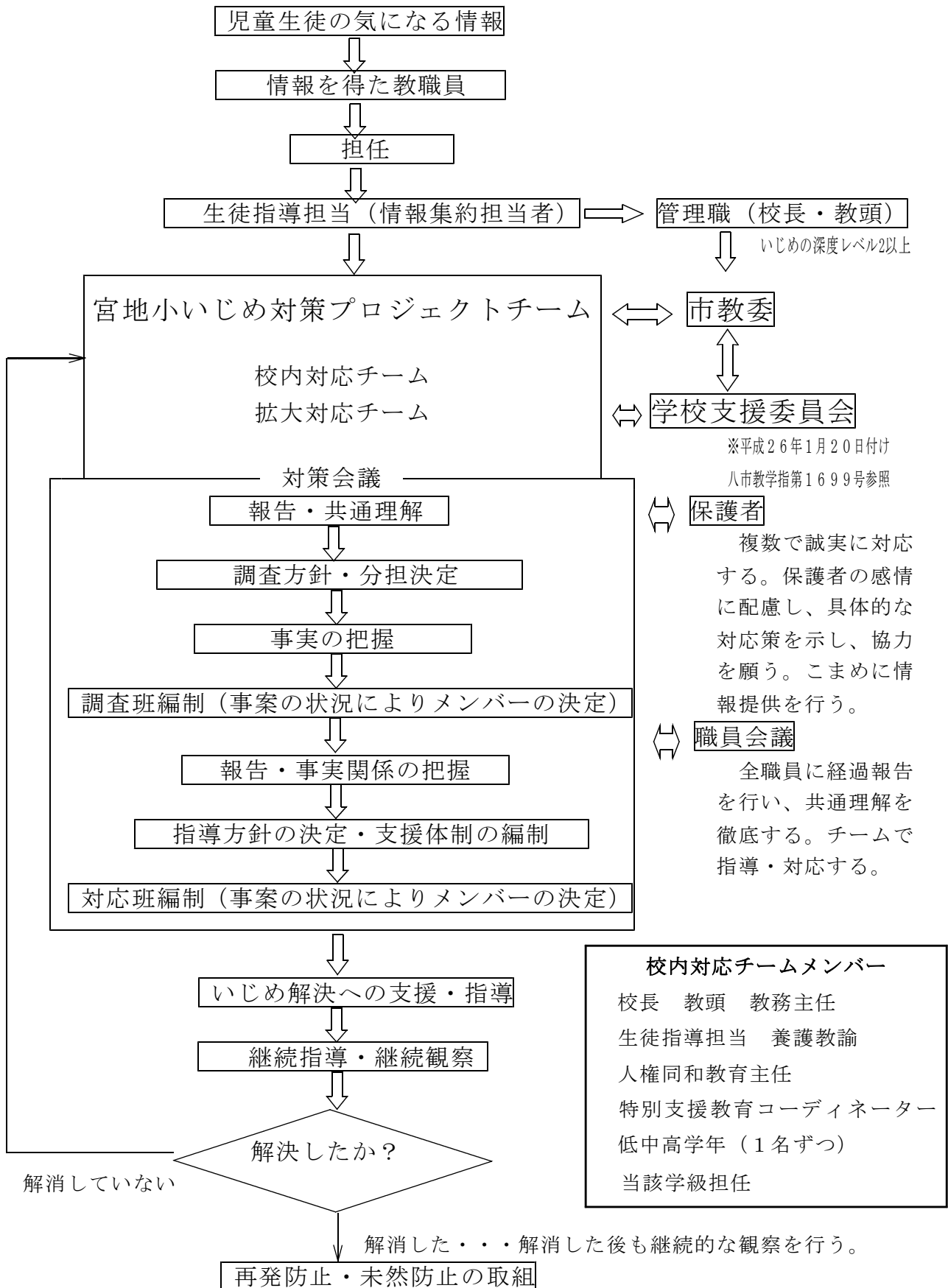
オ 日々の観察

- 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けるよう心がけ、休み時間や昼休み、放課後等の児童の様子に目を配る。
- 常に児童の様子に配慮し、日々の教育活動に生かす。
 - ・出席をとる時、一人一人の顔を見て声を聞く。
 - ・個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で交わされる日記等を活用する。また、保健室の様子を聞く。
- 遊びやふざけ等のように見えるものの気になる行為があった場合、5W1Hをメモしておき、職員が常に共有できるようにしておく。

(5) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画

	職員会議・部会・研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	・子どもをみつめる会	・生徒指導充実月間 ・見知り遠足	・家庭訪問
5月	・子どもをみつめる会 ・いじめ防止基本方針の確認 ・児童支援委員会	・運動会（学級、人間関係づくり） ・縦割り班活動（わくわくタイム）	・宮地っ子アンケート ・PTA総会、学級懇談
6月	・子どもをみつめる会 ・児童支援委員会	いじめ根絶月間の取組 ・人権集会 ・人権学習 ・縦割り班活動（わくわくタイム）	・教育相談 ・相談窓口の周知
7月	・子どもをみつめる会 ・児童支援委員会		・授業参観、学級懇談 ・宮地っ子アンケート
8月	・児童支援委員会	・教育相談（特別支援学級）	
9月	・子どもをみつめる会 ・児童支援委員会	・生徒指導充実月間	
10月	・子どもをみつめる会 ・児童支援委員会	・6年修学旅行（学級、人間関係づくり） ・5年宿泊教室（学級、人間関係づくり） ・縦割り班活動（わくわくタイム）	・宮地っ子アンケート
11月	・子どもをみつめる会 ・児童支援委員会	・わわわっ学習発表会	
12月	・子どもをみつめる会 ・児童支援委員会	・人権集会 ・縦割り班活動（わくわくタイム）	・学級懇談 ・心のアンケート ・教育相談
1月	・子どもをみつめる会 ・児童支援委員会	・生徒指導充実月間	・学校評価アンケート
2月	・子どもをみつめる会 ・児童支援委員会	・人権集会	・PTA総会、学級懇談 ・宮地っ子アンケート
3月	・子どもをみつめる会 ・児童支援委員会	・縦割り班活動（わくわくタイム） ・お別れ遠足（学級、人間関係づくり）	

(6) いじめ問題対処の流れ



(7) いじめの防止等への取組の評価について

- 学期毎に、学校におけるいじめの未然防止の具体的な取組状況や達成状況を評価し、改善に取り組む。
- 学校評価（児童アンケート、保護者アンケート等）に、いじめ防止の取組や職員の日々の対応に関する項目を設定し、その結果を踏まえて改善に取り組む。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告、調査、対処

ア 重大事態の意味

(重大事態) 法28条より

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

以下は、重大事態と思われる児童の状況例

- 児童が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上の不登校状況が見られる場合（ただし、児童が一定期間、連続して欠席している場合には、上記の目安にかかわらず、調査着手する場合もある）
- 児童や保護者から申立てがあった場合

イ 重大事態調査の目的

重大事態調査は、対象児童の尊厳を保持するため、いじめにより重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童や関係児童に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策を講ずることを目的とする。

なお、重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

ウ 重大事態に対する平時からの備え

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校のすべての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針についても理解し、重大事態とは何か、どう対処すべきか認識しておく。

なお、各学校においては、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組む。また、学校いじめ対策組織が、個別のいじめに対する対応において実効的な役割を果たせるよう、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者など、学校外の関係者とも連携体制を構築する。

エ 重大事態の報告及び調査主体

- 学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。
- 調査主体は、市教育委員会が判断するが、学校は、市教育委員会から必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を受け、市教育委員会と一体となって調査を実施する。
- 保護者や児童本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

【調査主体が学校の場合】

- 学校は、宮地小いじめ対策プロジェクトチーム（学校いじめ対策組織）を調査組織として設置し、必要に応じて適切な専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- いじめを受けた疑いのある児童本人からの聴き取りが可能な場合、当該児童から聴き取りを行います。
- 在籍児童や教職員等からアンケート調査やヒアリング調査を行う等の適切な調査方法を採用する。なお、アンケート調査やヒアリング調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行う。

・ いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認める場合

対象児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときなど、いじめを犯罪行為として取り扱うべきであることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合や、学校のみで対応するか判断に迷う場合は、法第23条第6項に基づき直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、その際に学校が警察に相談・通報を行った事案については、学校と市教育委員会で共有する。

・ 第三者を加えた調査組織の構成を検討する場合

自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案等については、調査組織の中立性・公平性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。具体的には、第三者となる

者を調査組織に加えることのほか、法律、医療、心理、福祉等の専門家を加えることを考慮する。

【調査主体が市教育委員会の場合】

- 学校は、市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力し、事態の解決に学校、市教育委員会が一体となって取り組む。

オ 重大事態の判断

- 重大事態の判断は、市教育委員会又は学校が行う。市教育委員会又は学校は、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに、疑いを抱いた段階から対応を開始する。

児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

なお、児童や保護者からの申立て時点において、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、児童の保護や二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動等）の発生を未然に防ぐため、児童の心のケアや必要な支援を速やかに行う。

カ 調査結果の提供及び報告

- 学校は、ほかの児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に配慮のうえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及びその保護者へ情報を適切に提供する。
- 学校は、調査結果を市教育委員会を通じて市長に報告する。また、いじめを受けた児童やその保護者が希望する場合には、その所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

キ 調査結果を踏まえた必要な措置

- 学校や市教育委員会の関係者は、得られた調査結果をもとに、いじめを受けた児童やその保護者等へ配慮し、重大事態の対処を行う。

7 基本方針の見直し及び公表

- 学校は、国、県、市の方針の見直し等があった場合や学校の基本方針が適切に機能していない場合には、見直しを行う等の必要な措置を講じる。
- 学校は、PTA総会やホームページ等により学校の基本方針を保護者へ周知、公表する。